

茨市推第 1505 号
令和2年3月25日

各地区連合自治会長の皆様
各地域自治組織 代表者様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
対応（施設の休館等）について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和2年3月24日開催の第10回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議において、別紙1「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について」及び別紙2「市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について」のとおり決定いたしましたので、お知らせするとともに、他の施設については、参考までに、別添1「市公共施設の休館状況一覧表（令和2年4月1日より）」を送付いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、本市の公共施設については、令和2年4月1日から当分の間、再開に必要な条件を全て満たす場合に限り、利用を一部再開するほか、物理的に換気ができないなどの部屋については、引き続き、利用不可としておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。

令和2年3月24日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等) について

標記について、令和2年3月20日付け企政第1596号「新型コロナウイルス感染症への対応（府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設の休館等）について」で示された「府の考え方」の趣旨等を踏まえ、市として下記のとおり決定・変更しました。

記

- 1 市主催（共催含む）のイベントの延期・中止について
 - (1) 変更前：令和2年3月31日まで
 - (2) 変更後：令和2年4月1日から当分の間

- 2 公共施設の休館等について（別添資料のとおり）
 - (1) 変更前：令和2年3月31日まで
 - (2) 変更後：令和2年4月1日から当分の間

なお、公共施設については、以下の「再開に必要な条件」に対応可能な施設については、一部再開するとともに、市主催等のイベントについても、同様の対応とします

ただし、今後の国、大阪府の方針等や市内の感染者の確認状況等によって変更する場合があります。

- 再開に必要な条件（第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料より抜粋）
クラスターの発生のリスクを下げるための以下の原則をクリアすること
- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
 - (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
 - (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。

令和2年3月24日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）における参加料等については、下記のとおりとする。

記

1 対応期間

令和2年4月1日から当分の間（延長）

2 対応内容

(1)市主催（市が財政的支援等を行っている共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

（対応）市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベント参加料について参加予定者に全額返金する。

(2)公共施設の施設利用料について

（対応）公共施設の利用において、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する団体等には、施設利用料を全額返金する。

(3)事業の実施ができないイベント等に係る実費経費について

（対応）市が補助金や負担金などの財政的支援を行っているイベント等において、新型コロナウイルス感染予防を理由として事業を中止する場合、実施に向けた準備経費等の実費については、原則、交付対象とする。

市公共施設の休館状況一覧表（令和2年4月1日より）

○：開館、△：再開に必要な3条件※を全て満たせば開館（ただし、それ以外の場合は備考欄に記入しています）、×：休館

- ※【再開に必要な3条件とは】 クラスターの発生リスクを下げるための以下の原則をクリアすること。
- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
 - (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
 - (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。

令和2年3月24日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
福祉文化会館（オークシアター）		△	4月1日から 当分の間	
市民総合センター（クリエイトセンター）		△		
教育センター		△		
消費生活センター		△		
市民活動センター		△		交流サロンは利用不可
男女共生センターローズWAM		△		ローズホールは利用不可
生涯学習センターきらめき		△		録音スタジオ・音楽スタジオは使用不可
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	△		
	福井多世代交流センター	△		
	葦原多世代交流センター	△		
	沢池多世代交流センター	△		保育園さわいけキッズは実施
	西河原多世代交流センター	△		
	南茨木多世代交流センター	△		こども発達支援センター風は実施
	デイサービスセンター	○		
	いきいき交流広場	△		
	コミュニティデイハウス	△		
	街かどデイハウス	△		
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△		障害福祉サービスは実施
子育て支援	子育て支援総合センター	△		親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止
	子育てすこやかセンター	△		
体育館	市民体育館	△	第2体育室は利用不可、トレーニングマシン類は利用不可、シャワーは使用不可	
	福井市民体育館	△	トレーニング室利用不可、個人開放中止、シャワーは使用不可	
	南市民体育館	△	卓球室利用不可、トレーニング室利用不可、個人開放中止、シャワーは使用不可	
	東市民体育館	△	トレーニング室利用不可、個人開放中止、シャワーは使用不可	
プール	西河原市民プール	△	入場制限あり	
	中条市民プール	×	オフシーズンのため休場中	
	五十鈴市民プール	△	入場制限あり	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	△	更衣室のみ利用不可	
	春日丘運動広場グラウンド	△	更衣室のみ利用不可	
	若園運動広場グラウンド	△	更衣室のみ利用不可	
	福井運動広場グラウンド	△	更衣室・シャワー室のみ利用不可	
	桑原運動広場グラウンド	△	更衣室・シャワー室のみ利用不可	
	桑原運動広場フットサル場	△	更衣室・シャワー室のみ利用不可	

市公共施設の休館状況一覧表（令和2年4月1日より）

○：開館、△：再開に必要な3条件※を全て満たせば開館（ただし、それ以外の場合は備考欄に記入しています）、×：休館

- ※【再開に必要な3条件とは】 クラスターの発生リスクを下げるための以下の原則をクリアすること。
- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
 - (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
 - (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。

令和2年3月24日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
運動広場・グラウンド・庭球場等	桑原ふれあい運動広場	△	4月1日から 当分の間	更衣室のみ利用不可
	西河原公園北グラウンド	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	西河原公園南グラウンド	△		更衣室のみ利用不可
	若園公園グラウンド	△		更衣室のみ利用不可
	水尾公園グラウンド	○		
	沢良宜公園グラウンド	○		
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	東雲運動広場庭球場	△		
	春日丘運動広場庭球場	△		更衣室のみ利用不可
	福井運動広場庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	桑原運動広場庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	若園公園庭球場	△		更衣室のみ利用不可
	西河原公園北庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	西河原公園南庭球場	△		更衣室のみ利用不可
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
西河原公園屋内運動場	△	シャワー室のみ利用不可		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	△			
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	△	4月1日から 当分の間	
	中津コミュニティセンター	△		
	庄栄コミュニティセンター	△		
	水尾コミュニティセンター	△		
	郡コミュニティセンター	△		
	西河原コミュニティセンター	△		
	穂積コミュニティセンター	△		
	畑田コミュニティセンター	△		
	東コミュニティセンター	△		
	豊川コミュニティセンター	△		
	彩都西コミュニティセンター	△		
	三島コミュニティセンター	△		
	大池コミュニティセンター	△		
	春日コミュニティセンター	△		
	東奈良コミュニティセンター	△		
沢池コミュニティセンター	△			
山手台コミュニティセンター	△			
玉櫛コミュニティセンター	△	4/1からコミュニティセンターへ移行		

市公共施設の休館状況一覧表（令和2年4月1日より）

○：開館、△：再開に必要な3条件※を全て満たせば開館（ただし、それ以外の場合は備考欄に記入しています）、×：休館

- ※【再開に必要な3条件とは】 クラスターの発生リスクを下げるための以下の原則をクリアすること。
- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
 - (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
 - (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。

令和2年3月24日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
公民館	茨木公民館	△	4月1日から 当分の間	
	春日丘公民館	△		
	中条公民館	△		
	玉櫛公民館	△		4/1からコミュニティセンターへ移行
公民館	安威公民館	△		
	玉島公民館	△		
	福井公民館	△		
	清溪公民館	△		
	見山公民館	△		
	石河公民館	△		
	太田公民館	△		
	太田公民館分室	△		
	天王公民館	△		
	郡山公民館	△		
	耳原公民館	△		
	白川公民館	△		
西公民館	△			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	△		音楽室は利用不可
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	△		音楽室は利用不可
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	△		音楽室は利用不可
文化施設	文化財資料館	×		
	キリシタン遺物史料館	×		
	川端康成文学館	×		
	市立ギャラリー	△		
青少年	上中条青少年センター	△		
	青少年野外活動センター	△		
図書館	中央図書館（富士正晴記念館含む。）	×		4分館（中条、水尾、庄栄、穂積）、8分室（大池、豊川、白川、天王、玉島、山手台、太田、彩都西）、移動図書館を含む。ただし、資料の返却、予約した資料の受け取りは可。
プラネタリウム（天文観望室）		×		
里山センター（森の学び舎）		△		